

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年8月1日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成22年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成23年2月2日～2月18日	
結果区分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
財団法人 鳥羽市武道振興会	<p><b>各種規程の整備について</b></p> <p>武道振興会は服務に関する規程、財務に関する規程、その他庶務に関する規程等、独自の規程を整備しておらず、市例規を準用していた。しかし、市例規に基づかない独自の運用をしている部分も見受けられることから、組織運営に見合った規程を整備されたい。</p>	<p>公益財団法人申請に向けて、組織運営に見合う規程、定款等、公益法人申請と関連するところは、県所管部局と協議を行い、作成中。</p>
	<p><b>新公益法人会計基準の運用について</b></p> <p>武道振興会は現在、日計表、総勘定元帳、月次試算表等を作成しておらず、年度途中の経理状況が明らかでない状態であった。また、平成21年3月に公益法人会計ソフトを購入しているが、全く活用されておらず、日常の経理は複式簿記でなく、単式簿記（官公庁式）による経理が行われていた。</p> <p>現行公益法人の移行期間が平成25年11月末までとされていることから、新公益法人会計基準に基づき、早期に公益法人会計ソフトを活用し、会計・経理方法を変更されたい。</p>	<p>公益会計ソフトを活用し、総勘定元帳を作成。</p> <p>日計表、月次試算表についても、作成予定。</p>

	<p><b>規則等の見直しについて</b></p> <p>鳥羽市武道館規則及び細則が昭和54年11月1日の施行以来一度も改正されておらず、平成6年に料金改正をしたにもかかわらず、別表鳥羽市武道館使用料が施行当時のままとっていた。</p> <p>また、指定管理者指定申請書に添付されていた(財)鳥羽市武道振興会事務局規程も昭和52年12月20日の施行以来一度も改正されておらず、(財)鳥羽市武道振興会寄附行為と規定の不一致が見受けられた。</p> <p>現状に即した規則等へ早急に改められたい。</p>	<p>現状に即した規則へ変更。</p>
	<p><b>指定管理に係る規程の整備について</b></p> <p>鳥羽市運動施設の管理に関する協定書(以下「基本協定書」という。)に文書に関する規程を別に定めなければならないと規定されているが、策定されていなかった。同様に、情報の公開に関する処理を講じるための規程を整備しなければならないと規定されているが、案は策定してあるものの、運用はされていなかった。</p> <p>また、鳥羽市運動施設指定管理者の仕様書に経理規程を策定しなければならないと規定されているが、策定されていなかった。</p> <p>基本協定書及び仕様書記載事項の遵守を徹底されたい。</p>	<p>協定書、仕様書に即した規程を作成中。</p>
	<p><b>会計処理について</b></p> <p>事業報告書及び財務諸表において、本来、雑収入とすべき自動販売機手数料、公衆電話使用料等を武道館使用料及び運動施設使用料として収入していた。</p> <p>適正な会計処理に改められたい。</p>	<p>雑収入として、会計処理を行った。</p>

	<p><b>会計年度について</b></p> <p>公益法人会計基準によると、公益法人の事業年度は、定款で定められた期間とされている。(財)鳥羽市武道振興会寄附行為第11条の規定には「会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と記載されており、出納閉鎖期間に関する記載がないことから、出納閉鎖期間を設けていないと思料される。しかし、前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、未収及び未払いとなっているものは未収金及び未払金として処理すべきところを、会計年度終了後も前会計年度の収入として処理するなど、出納閉鎖期間を設けているかのような会計処理が行われていた。</p> <p>適切な会計処理に改められたい。</p>	<p>未収金、未払金として処理を行った。</p>
<p>教育委員会 生涯学習課</p>	<p><b>指定管理に係る承認手続について</b></p> <p>休業日の変更承認、及び利用料金の承認について、基本協定書に書面により行わなければならないと規定されているが、書面による市長の承認手続が確認できない事例や承認文書を通知し忘れている事例が見受けられた。</p> <p>書面による承認手続を適正に行われたい。</p>	<p>基本協定書に従い、承認手続きを適正に実施します。</p>
	<p><b>指定管理に係る事業報告書の提出期限について</b></p> <p>鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例によると事業報告書の作成及び提出は毎年度終了後30日以内となっているが、基本協定書によると毎事業年度終了後2ヵ月以内となっており矛盾している。</p> <p>条例に基づき基本協定書を見直されたい。</p>	<p>条例に従い、平成23年4月1日付けで基本協定書を変更しました。</p>

監査の種類	平成22年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成23年2月2日～2月18日	
結果区分	所見(検討事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課	<p><b>指定管理に係る施設使用料の減免について</b></p> <p>鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則において、中学校生徒の特別教育活動・校外学習に使用する場合は利用料金の5割に相当する金額を減免すると規定されているが、適用実績がなく、実情にそぐわないものとなっていた。</p> <p>実情にあった減免規定となるよう、そのあり方を検討されたい。</p>	<p>実情にあった減免規定の見直しに努めます。</p>